

季節労働者通年雇用化申告書作成要領

1 申告の手続きについて

北海道の建設工事等競争入札参加資格審査において、技術・社会的要素の季節労働者通年雇用化の項目の評価を受けようとする方は、季節労働者通年雇用化申告書を（総合）振興局産業振興部商工労働観光課に提出し、後日、返送される確認を受けた申告書を建設工事等競争入札参加資格申請書に添付してください。

申告書を提出できるのは、道内の雇用保険適用事業所において、入札参加資格審査基準日の前年9月末日時点の雇用保険の被保険者数がその**2年前の9月末日時点の雇用保険の被保険者数を下回っていない者**で、

- ① 通年雇用助成金の利用事業者
 - ② 季節労働者の通年雇用化が進展した事業者
 - ③ 通年雇用化率が100%である中小企業者
- のいずれかに該当する方です。

※ 道内の雇用保険の適用事業所が複数ある場合は、その適用事業所の被保険者数を合算してください。
 なお、2年前の時点で雇用保険の被保険者がいない事業者は、申告することができません。

◎用語の定義等

○雇用保険被保険者の基準日

- (例) 入札参加資格審査基準日 令和5年1月1日
- ・前年9月末日時点の雇用保険の被保険者数 令和4年9月30日
 - ・2年前の9月末日時点の雇用保険の被保険者数 令和2年9月30日

○雇用保険の被保険者数

一般被保険者、高年齢被保険者[以下「一般被保険者等」という。]及び短期雇用特例被保険者の合計数をもって雇用保険の被保険者数とします。

◎申告できる事業者

①通年雇用助成金の利用事業者

入札参加資格審査基準日の属する年度又はその前年度における通年雇用助成金支給決定通知書を添付します。

支給決定通知書の年度は、当該通知書に記載された年度によります。

(例) 入札参加資格審査基準日 令和5年1月1日 ⇒ 対象となる支給決定通知書（令和4年度又は令和3年度）

②季節労働者の通年雇用化が進展した事業者

雇用保険の被保険者に占める一般被保険者等の数の割合が増加した事業者をいいます。

(例)

	計	雇用保険の被保険者数		通年雇用化率 (%表示とし小数点以下は第3位切捨てること)
		一般被保険者等	短期雇用特例被保険者	
R4年9月30日時点	88人	86人	2人	97.72%
R2年9月30日時点	87人	85人	2人	97.70%
差引	1人			0.02P

③通年雇用化が100%である中小企業者

上記雇用保険被保険者数の基準日において、通年雇用化率100%を達成している中小企業者（資本金等3億円以下又は従業員が300人以下の会社・個人）をいいます。

(例)

	計	雇用保険の被保険者数		通年雇用化率 (%表示とし小数点以下は第3位切捨てること)
		一般被保険者等	短期雇用特例被保険者	
R4年9月30日時点	40人	40人	0人	100.00%
R2年9月30日時点	38人	38人	0人	100.00%
差引	2人			0.00P

2 申告書の提出先

主たる事務所所在の（総合）振興局産業振興部商工労働観光課に提出してください。

3 申告内容に相違がある場合等の手続き

提出された申告書の内容について、経済部労働政策局雇用労政課で確認を行い、申告内容が相違ない場合は、確認年月日及び確認番号を付与した申告書を返送します。

なお、申告内容に相違がある場合で制度要件に該当する場合は、修正箇所を明記した文書と共に申告書を返送しますので、入札参加資格審査時は修正した申告書を使用してください。

また、申告内容が制度要件に該当しない場合については、その旨通知します。

(次ページあり)

4 申告の期限

- ①令和 5・6 年度定期申請分：令和 4 年 12 月 28 日（水）
- ②令和 5・6 年度随時申請分：入札参加資格審査申請予定日の 3 週間前まで

審査期間については、内容確認に時間を要することなどから、申告書受理日を除き最大で 15 開庁日を要しますので、ご留意願います。

【申告制度のスキーム図】

